

前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務公募型プロポーザル実施要領

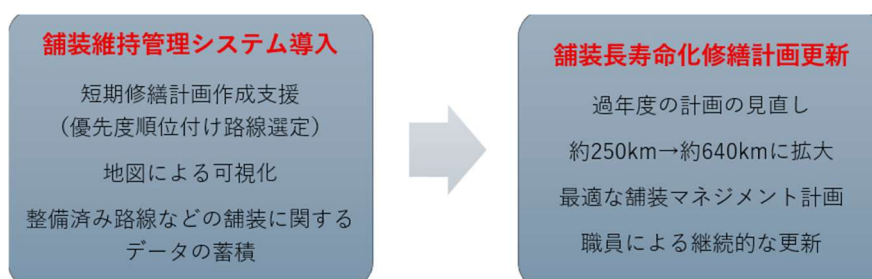
前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務の企画提案を募集します。業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨及び目的

本業務は、長期的な視点に基づくアセットマネジメントを支援するシステムを導入することで、継続的な前橋市舗装長寿命化修繕計画の更新、持続可能な舗装維持管理体制の構築を目指すことを目的とする。

2 業務の内容及び概要

- (1) 業務名 前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務
- (2) 業務内容



※詳細な内容については別紙「特記仕様書」のとおり

なお、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された応募者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

3 予算額（上限額）

この業務に係る予算上限額は13,475,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。（保守・運用費除く）

保守・運用費の上限額は年間1,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を見込んでいます。（令和9年度以降の保守運用契約を想定しています。）

4 契約期間及び履行期間

契約締結日翌日（令和8年10月中旬見込み）から令和9年3月23日まで

5 応募資格

このプロポーザルに参加しようとする応募者は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的かつ円滑に実施してください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を

受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：情報処理、小分類：システム開発・保守」が含まれていること。

- (4) 本市の令和８・９年度前橋市測量建設コンサルタント入札参加資格において、「土木関係建設コンサルタント業務のうち道路」に入札参加資格を有していること。
- (5) 前橋市暴力団排除条例（平成２３年前橋市条例第３８号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当するもの除く）でないこと。
- (6) 応募申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成６年３月２９日何定め。以下「指名停止措置要綱」という。）第２条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成２３年３月１７日何定め）第２条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。
- (8) 本契約に係る業務の履行に際し、配置技術者として自社の社員（応募申請の日時点で３か月以上の雇用関係があるもの）で以下の要件を満たす技術者の配置ができること。

なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。

ア 主任技術者

業務の技術上の管理を行う主任技術者は、次の資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（道路））

イ 照査技術者

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、主任技術者と同等程度以上のもので、次のいずれかの資格保有者とする。

- ・空間情報総括監理技術者
- ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（道路））

- (9) 舗装長寿命化修繕計画の策定又は更新の実績があること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和８年８月４日（火）
プロポーザル実施要領、仕様書の公表	令和８年８月４日（火）
質問受付期間	令和８年８月４日（火） ～令和８年８月２０日（木）
質問書への回答	令和８年８月２５日（火）まで随時回答
提出書類受付期限	令和８年９月４日（金）必着
審査実施の通知	令和８年９月１０日（木）予定
審査委員会の実施	令和８年９月１６日（水）又は１７日（木）
審査結果の通知	令和８年９月２５日（金）予定
契約締結、業務開始	令和８年１０月中旬予定

※提出書類受付期限までに応募資格を満たしていない場合は失格とします。

※応募者多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります。

7 質問受付及び回答

本実施要領、別紙特記仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問票（様式6）に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間 令和8年8月4日（火）～令和8年8月20日（木）

質問様式 別紙 質問票様式（様式6）

提出方法 電子メールで提出してください。

電子メール：dourokensetsu@city.maebashi.gunma.jp

質問回答 競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、本市ホームページ上に公開します。

- 留意事項
- ・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。
 - ・定められた様式以外での質問は行わないでください。
 - ・電子メール以外での質問は行わないでください。
 - ・電子メール送信後、速やかに道路建設課計画係まで電話連絡（027-898-6815）し、着信確認をすること。
 - ・説明会は実施しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たす者で本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等書類を提出してください。

(1) 応募申請書等書類の提出について

ア 受付期間 令和8年8月4日（火）～令和8年9月4日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市建設部道路建設課計画係（担当：堤、田中）

ウ 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による

エ 提出書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 応募申請書（様式1） | 1部 |
| ② 企画提案書（様式自由） | 10部 |
| ③ 業務実施体制申告書（様式2） | 10部 |
| ④ 主任技術者経歴書及び照査技術者経歴書（様式3） | 10部 |
| 雇用関係確認書類、資格証明書を含む。 | |
| ⑤ 見積書（様式4） | 10部 |
| 内訳明細書（様式自由）を添付すること。 | |
| ⑥ 誓約書（様式5） | 10部 |

※本市が審査及び選考上必要と認める場合は、上記提出書類の他に、追加書類の提出を求める場合があります。

※運用性・利便性・拡張性、ランニングコストを総合的に判断し、本市にとって最適な企画を提案してください。

(2) 提出書類の取扱い

ア 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、本市からの依頼又は合意がある場合を除き、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

イ 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

ウ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

オ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査委員会を実施し、その結果、最も優れた企画提案を行った事業者を契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 選定審査委員会の実施

選定審査委員会においてプレゼンテーション（操作実演を含む）及びヒアリングを行います。

期 日：令和8年9月16日（水）又は17日（木） 予定

（ア）時間及び場所は該当者に個別に通知します。

（イ）参加人数：入室は3人までとします。

（ウ）提案時間：1者ずつの呼び込みとし、説明30分以内、質疑20分とします。

※応募者多数の場合は説明・質疑時間を短縮する場合があります。

（詳細は後日送付する審査実施通知書に記載）

審査項目：「（4）審査基準」

実施方法：対面方式

結果通知：令和8年9月25日（金）

※審査を受けた応募者全てに通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて、応募者の評価をした後、委員会の審査の結果を踏まえて、契約候補者を選定します。

(3) 選定基準

① 事業の理念及び仕様書に基づく運営が図られるか。

② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

1. 資格要件を欠くもの

2. 提出書類に虚偽の記載があったもの

3. 本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合

4. 審査の公平性を害する行為があった場合
5. 見積金額が「3 予算額」に記載の予算上限を超える場合
6. 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの
7. 複数の申請を行い、または複数の企画提案書を提出したもの
8. その他選定に係る不正行為があったもの
9. 本要領（仕様書及びこれに付属する書類を含む）に記載された条件に適合しない場合

(4) 審査基準 （200点満点とする）

審査項目	配点	内訳	審査の視点	評価基準
① 業務理解度	10	10	業務の趣旨・目的の理解	本業務の目的理解 前橋市の課題解決
② 実施体制	10	10	業務実施体制 工程管理	人員・役割の適切な配置 業務手順の明確化
③ システム構築	100	20	システムの操作性、利便性	地図の操作性、検索（路線番号・要望・予定路線等）等の基本機能の利便性
		15	データ更新・蓄積	過年度工事情報・路面性状調査結果・FWD・交通量調査のデータ更新・蓄積 要望・苦情の登録 整備済み路線の蓄積
		20	地図による可視化	損傷度・実施済路線・予定路線を色分け、詳細表示 蓄積したデータとリンク
		35	修繕計画支援	優先度付き路線自動判定（重要路線別、地区別、交通量別） 年度別の路線入れ替え 予算平準化
		10	その他提案	メリットがある機能（劣化予測式、LCC工法比較等） 追加機能（通報・点検・補修などの日常点検も可能等） システム要件（ユーザ上限等） その他提案
④ 計画更新	40	40	舗装長寿命化修繕計画	舗装長寿命化修繕計画の見直し、継続的に更新可能な体制
⑤ 価格	30	10	見積金額の妥当性	適切な価格設定
		20	システム保守・運用	LCC評価
⑥ プレゼンテーション及びヒアリング	10	10	プレゼンテーション（操作実演を含む）内容 ヒアリング内容	積極性、理解しやすい内容 質問に対して具体的で分かりやすい回答

(5) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、総合点が最も高い者を契約候補者として選定します。
- ② 契約候補者となるための最低基準点は、120点とします。これ以上の点数を得た応募者の中から、契約候補者を選定します。
- ③ 応募者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。
- ④ 評定の結果、複数の提案者が同点となった場合は、「③システム構築」「④計画更新」の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。なお、上記点数でも同点だった場合には、委員会にて協議の上、契約候補者を決定する。

(6) その他留意事項

- ① 審査内容及び結果についての質問等は受け付けません。また、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けません。
- ② 応募団体に関する実地調査
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ③ 選定審査委員との接触
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- ④ 提案の辞退
企画提案書の提出後に辞退をする場合には、選定審査委員会前日の正午（午後0時）までに、辞退届（様式7）を前橋市建設部道路建設課に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により決定します。
- (2) 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は本市に帰属します。
- (4) 契約保証金 有り（別紙「契約保証金の納付等について」を参照してください。）

11 添付資料等

- ① 特記仕様書
- ② 選定委員会設置要綱
- ③ 選定審査要領
- ④ 各様式
- ⑤ 契約保証金の納付等について

1 2 提出先及び問合せ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2丁目12番1号

前橋市建設部 道路建設課 計画係 担当：堤、田中

電話番号 027-898-6815

電子メール：dourokensetsu@city.maebashi.gunma.jp